様式第８号（第２２条関係）

　　　　　　　　様

　　　　年　　月　　日

小野町長　　　　　　　　　印

日 常 生 活 用 具 給 付（貸 与）決 定 通 知 書

　先に申請のありました日常生活用具については、下記のとおり決定としましたので通知 します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 給付番号 | |  | | 給付決定  年月日 | |  | |
| 対象者氏名 | |  | | 身体障害者  手帳番号 | |  | |
| 給付する用具名 | |  | | 納入業者名 | |  | |
| 納入業者  の住所 | |  | |
| 価　　格 | 決定金額  円 | | 給付を受ける者 が負担する額 | 決定差額  円  　自己負担額  円  　計  円 | 公費負担額 | | 円 |
| 注意事項 | １　用具は、対象者又はこれを扶養する者が費用の一部を直接業者に支払うことを条件に  　　給付(貸与)されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具  　　を受ける前に支払ってください。  ２　給付(貸与)された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担  　　保に供したりすることは、固く禁じられています。  ３　２に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。  ４　貸与された用具の一部又は全部を、き損又は滅失した場合には、直ちに町長に申し出  　　てください。  ５　貸与された用具を必要としなくなったときは、速やかに町長へ申し出てください。 | | | | | | |